

三木町告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

三木町長 伊藤 良春

- 1 徴収等の事務を委託する使用料
三木町コミュニティバスの収納事務
- 2 徴収等の事務を行う者
名 称 三木タクシー株式会社
所在地 香川県木田郡三木町大字鹿伏335番地4
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで